

令和2年度第1回上天草市総合教育会議 会議録

開催日時	令和2年8月26日（火） 10時～11時40分
開催場所	上天草市役所松島庁舎 3階大会議室
出席委員の氏名	市長 堀江 隆臣 副市長 村田 一安 教育長 高倉 利孝 教育委員 山下 勝一 教育委員 松本 修吾 教育委員 濱崎 千賀子
欠席委員の氏名	教育委員 辻本 幸之助
事務局及び関係者氏名 (委員を除く)	教育部長 山下 正 学務課長 赤瀬 耕作 学務課教育審議員 松田 真也 学務課長補佐 宮崎 真司 学務課教育企画係長 入口 紘光 学務課学務係長 川本 宜史 学務課施設係長 松本 浩平 社会教育課長 原田 和久 社会教育課長補佐 小浦 嘉彦 社会教育課生涯学習係長 水田 一 社会教育課スポーツ推進係長 大野 公二郎 総務部長 宇藤 竜一 総務課長補佐 大石 智奈美
傍聴人の数	0人

1 開会

○山下教育部長 只今から、令和2年度第1回上天草市総合教育会議を開催いたします。始めに本日の会議の主催者であります、堀江市長から挨拶を申し上げます。

2 市長挨拶

○堀江市長 本日はお忙しい中、令和2年度第1回上天草市総合教育会議にご出席いただき、ありがとうございます。また、委員の皆さまには、日頃から本市の教育行政はもとより、市行政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。この総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、全ての地方公共団体に設置が義務づけられているものであり、地方公共団体の長と教育委員会が連携して教育行政の推進を図ることを目的に開催されるものです。さて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育はもとより、社会全般に渡り大きな影響を受けている状況です。先日、本市においても初めて感染者が確認され、ご心配をされたことと思います。幸いそれ以降の感染者は確認されておりませんが、感染リスクが高い状況にあるものと認識しており、いち早く新しい生活様式の導入に向けた取組を進めていきたいと考えています。また、市内の小中学校においては、夏休みが短縮され、既に2学期が始まっていますが、学校における感染防止対策の徹底とともに、このような状況にあっても子供たちの授業時数はもとより、学びの保証体制の確保を推進していかなければならないと考えています。この会議を通じて、皆さまと意見交換を行うことで、より一層教育行政の推進につなげていきたいと考えています。本日協議いただく議題については、市長部局と教育委員会とが連携して進めて行くべき内容でございますので、活発なご意見をお願いし、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

3 会議公開協議

○山下教育部長 会議の開催に当たり、上天草市総合教育会議運営要綱の規定に基づきまして、会議の公開について、ご協議させていただきます。本日の会議は、設置要綱第6条ただし書で定める非公開とすべき議事であります「個人の秘密を保つため必要があると認められる場合」又は「会議の公正が害されるおそれがあると認められる場合」に該当せず、会議を公開してよろしいかお伺いします。

<異議なしとの声あり。>

○山下教育部長 ご異議がないようですので、本日の会議は公開とさせていただきます。それでは、議題に入らせていただきます。これ以降の進行については、運営要綱第4条に基づきまして、堀江市長に進行をお願いいたします。

4 議題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を見据えた今後の教育等の在り方について

○堀江市長 それでは、議題「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を見据えた今後の教育等の在り方について」事務局から説明をお願いします。

<学務課関連>

○赤瀬学務課長 まずは学務課から学校の現状について説明させていただきます。現在、新型コロナウイルス感染症の拡大を見据えた学務課の対応といたしましては、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を基本とし、学校に対する指導助言や具体的環境整備に取り組んでいます。また、文部科学省が示す「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準に基づき、感染

レベル基準ごとの行動計画を示すとともに、実際の取組については、きめ細やかに各学校との情報共有や指導助言を行いながら、突然の全国一斉休校等もありましたが、大きな混乱もなく現在に至っているところです。新型コロナウイルス感染症対策に関する教育委員会の設置者としての役割については、学校を取り巻く感染症の状況収集及び提供、感染拡大に関する注意喚起はもとより、臨時休校やその後の対応等についても助言や指示を行うとともに、感染拡大防止に向けた必要備品の整備などの衛生環境の整備を行います。情報提供や注意喚起につきましては、国や県から発せられる通知に加え、市からの情報についても、適宜、学校に通知することで、学校の危機管理能力を高めて参りました。感染症対策への取組につきましては、基本的な感染予防に関するマスクや手指消毒用アルコール等の備品の整備をはじめ、今後は、児童生徒の学びの保障への取組を進めているところで、子供たちの授業時数の確保を基本に、ソーシャルディスタンスの確保を目的とした、少人数クラスの編成やスクールバスの過密の解消など、様々な衛生環境の整備が求められており、この対応を急ぎ取り組んで参ります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による生活困窮者を想定した奨学金の募集や就学援助申請の要件緩和などを実施し、児童生徒を取り巻く学習環境への対応を適宜実施してきたところです。今回の議題につきましては、現在取り組んでいる事業について、市と教育委員会が情報共有を図り、感染拡大防止及び学びの保障を強く推進する必要がありますので、ご協議いただければと考えています。資料の(1)学校再開等に伴う人的体制・感染症対策の強化の人的体制の強化については、3密対策等の新たな業務の発生により、教職員の業務負担が増加していることから、学校における人的体制の強化が必要となっており、スクールサポートスタッフや学習支援員の配置が必要になっています。スクールサポートスタッフについては、県が実施する事業で、教育支援体制整備事業費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、県が雇用し本市の小中学校に7名が配置される予定です。現在学校は、通常の業務に加え、施設消毒等の業務を教職員が行っており、業務多忙緩和のために配置されるもので、具体的用務は、家庭との連絡業務、家庭への連絡資料準備、検温等の健康観察、教室内の換気、消毒等を行います。なお、スクールサポートスタッフについては、6学級以上の学校への配置を基本とし配置されますが、本市には17校の学校があり、規模の大小にかかわらず、各学校の教職員の配置人数や実質的な業務量を勘案しながら、スタッフを配置する必要があります。また、県教育委員会から市教育委員会へ人員の確保についての依頼があっており、各学校に採用できる人員がないか等を検討いただいているところです。次に、学習支援員についても、県が実施する事業で、教育支援体制整備事業費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、5名分の補助金配分が内示されています。新型コロナウイルス感染症に係る校内感染の防止や第2波への備えとして、少人数指導・チーム・ティーチング等の補助を行い、3密を避けた学習環境を整備し、児童生徒の学びを保障するために配置されるもので、具体的用務は、文部科学省レベル2又は3に対応するICTを活用した分散教室のチーム・ティーチングを予定しています。学習支援員については、主に中学校への配置を予定していますが、分散教室については、小学校の実施も具体化しており、各学校の教職員の配置や実質的な業務量を勘案しながら、配置する必要があります。今後も、学校への人的サポートの必要性はますます大きくなってきていることから、各学校が組織するコミュニティスクールの人材の活用も視野に入れ、感染拡大対策の強化を推進していきます。課題といたしましては、先程申し上げたとおり、スクールサポートスタッフ及び学習支援員の募集に関し、応募が無く、人材確保に苦慮している状況です。次に、この感染症対策の強化については、児童生徒が安心して学校生活を送れるように、学校における長期を見据えた感染症対策を強化が必要となっています。具体的な感染症対策については、当初から取り組んでいる学校における新しい生活様式の実践や登校前の検温や健康チェック、マスク、消毒液、非接触型体温計等の衛生用品の配

布や備蓄に加え、教室内の換気に必要なサーキュレーターや分散教室を想定した教室確保及びエアコンの整備に取り組んでいるところです。課題といたしましては、分散教室を想定した教室にエアコンを整備しますが、整備には期間を要し、今年の夏場の活用は困難であること。また、スクールバスの運行に関する感染症対策が求められており、現在の乗車率50%以上の路線は、16路線中11路線であることが挙げられます。(2)の今後の感染拡大に備えた対応については、別紙資料のアの感染レベルに応じた対応ということで、先程も申しましたとおり、本市におきましては「新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準」に基づき具体的な感染予防対策に関する基準を定めており、現在の運用は感染レベル1又は2で、基本的には感染拡大防止の対策をとったうえで、通常の学校活動が実施されていますが、更なる感染拡大に備え、感染レベル2への対応ができる体制づくりを急いでいるところです。なお、「レベル1とレベル2」の大きな違いは、身体的距離の確保と感染リスクの高い授業において指導計画の見直し、学校給食に関する感染予防対策の徹底について対策が大きく異なっています。まず、身体的距離の確保については、教室内の児童生徒の身体的距離を確保するため、児童生徒間の距離を可能な限り2m、最低でも1mを確保することとなります。しかしながら、登立小学校、上小学校、今津小学校、大矢野中学校、松島中学校、龍ヶ岳中学校の一部はこれに対応できない状況にあることから、空き教室を活用した少人数クラスの編成を基本とし、教室への電子黒板の追加配置やスピーカーマイク及び空調施設の整備など、リモートによる授業ができる体制づくりを進めているところです。なお、国の衛生管理マニュアルにおいても、感染レベルへの対応については、柔軟な対応が認められていますが、市内感染の状況や学校でクラスターが発生した場合、学校を再開する場合は、外せない条件として捉えています。次に、イのICTを活用した学習の推進でございます。現在、児童生徒一人一台タブレットPCの配置が11月中には完了する予定であり、このタブレットPCを活用した、児童生徒の学びの保障体制の整備を進めてまいります。学校が臨時休校した場合は、保健所の助言を基に、教育委員会が休校期間を決定し学校へ通知しますが、タブレットPCは、この期間の学習保障のツールとして活用できるよう体制を整備しているところです。なお、タブレットPCを活用したりリモート授業については、濃厚接触者が多数おり、学校閉鎖又は学級閉鎖等が必要な場合又は確定に日数を要する場合、若しくは開校しているが学校に登校できない児童生徒に対し実施する予定です。今回のガイドラインにおいては、感染レベル2又は3の場合は家族等に風邪症状があっても出席停止となることから、今後冬場を迎えるにあたり、複数の学級閉鎖等が実施されることが想定され、リモート授業の必要性が高まっています。まずは、分散教室での授業を実施し、感染防止対策の取組を推進することで、家庭におけるリモート授業等に対応できる環境を整えたいと考えています。なお、リモート授業は教職員においても初めての取組であり、分散教室への取組は教職員にとっても、効果的な授業の進め方等を考える機会となります。これに加え、学習用ドリル等の個別学習ソフトも使用が可能となることから、家庭学習の充実が図られると考えています。なお、課題としては、各家庭のインターネット環境普及率が60%程度であることから、平等な教育機会の提供が難しい等の課題がありますが、ネット環境が無い家庭の児童生徒は、学校に預かることにより学校内のネット環境を活用することで、リモート授業に参加することを想定しています。また、開校しているが、学校に登校できない児童生徒で、ネット環境が確保できない家庭については、モバイルルータ等の活用を進める必要があると考えています。次にウの臨時休業の判断についてでございます。臨時休業の判断については、市内の小中学校の当該校で、児童生徒又は教職員の感染が判明した場合は、速やかに臨時休業し、学校の再開については、保健所の助言を受けて、市教委が判断することとしています。当初は、2週間の休校としてガイドラインに記載していましたが、濃厚接触者の確定やPCR検査の状況を考慮し、早い段階での学校再開も可能な状況も考えられることから、今回のガイドラインの改正を行います。

した。また、近隣校で発生した場合も同じで、より速い学校再開が検討されることとなります。また、学校が臨時休校した場合、感染者の公表については、市単位で公表されることから、学区単位での感染者に関する情報が地域に錯綜することとなります。なお、この対応については、教育委員会が一括して行うこととし、地域の混乱及び風評被害の防止並びに人権保護の観点から、個人情報をもとより学校名についても公表しないこととしていますが、混乱は避けられないことが想定され、市長部局と組織的な連携を行い、風評被害や人権保護、偏見や差別が生じないように市民に強く周知する必要があると考えています。以上です。

○堀江市長 それでは、只今の説明について御質問や御意見はございますか。

○村田副市長 臨時休業が続いていましたが、児童生徒の心のケアが大事だと思っています。コロナだけでなく、2学期の始まりなど不登校になりがちな児童生徒の心のケアについて、どのように対策をされているのかお伺いしたい。

○赤瀬学務課長 緊急に全国一斉に休校となりましたが、学校の対応については、児童生徒の心のケアについて十分配慮するため、当初、家庭訪問等により子供の状況を踏まえたところで、対応が必要な場合は、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒の心のケアに努めることとしておりました。課題としては、家庭訪問を行った際、訪問を断られたこともあったため、慎重な対応をするよう学校へ通知をしたところでございます。

○村田副市長 心のケアが必要な児童生徒がどのくらいいるのでしょうか。

○松田教育審議員 コロナに関しまして、不安で学校に登校できないという児童生徒が、中学校に1人、小学校に1人。その他、昨年度から引き続き不登校の児童生徒は15名。それと、コロナだけの原因ではないですが、不登校傾向の児童生徒は約20名程度いる状況です。

○村田副市長 それぞれの学校で対応いただいているということで理解していいですかね。

○松田教育審議員 はい。

○濱崎教育委員 家庭訪問を断られたとのことでしたが、訪問以外で子供たちの状況把握や相談を受けられる手段があるといいと思いました。

○堀江市長 家庭訪問が実施できない場合に、家庭とのコミュニケーション手段をどのように考えていますか。

○赤瀬学務課長 当初は家庭訪問ありきで進めており、家庭訪問を断られたケースがあったことから、まず、電話で家庭に連絡を取り、家庭訪問ができる家庭は家庭訪問を行い、家庭訪問ができない家庭については、電話での状況把握を行うよう指示をしたところでございます。

○濱崎教育委員 ありがとうございます。電話やメールなどで相談ができる体制がとれているとありがたいと思いましたので質問いたしました。

○高倉教育長 補足をいいですか。家庭訪問を断られたことについてですが、何度も先生が訪問されてはその都度対応をしなければいけないので訪問しないでほしいといった家庭もありました。そのような家庭については、郵便受けに学習プリントなどを置いて対応していました。

○堀江市長 他にございませんか。

○村田副市長 スクールバスの乗車率の問題がありましたが、今後どのような対策を考えていますか。

○赤瀬学務課長 基本的には、国が示す行動レベルに応じて対応していきたいと考えていますが、乗車率を下げたスクールバスの運行を10月から対応できるよう準備をしているところです。

○堀江市長 他にございませんか。

○山下教育委員 よろしいでしょうか。

○堀江市長 はい。

○山下教育委員 万が一感染者が出た場合の人権の問題が気になっています。生徒や保護者の人権保護について力を入れていかれると思いますが、誰でも感染するリスクがあり、感染した方

は被害者なんですよというような啓発をされているとは思いますが、学校でも継続的に啓発をしていただけたらと思います。あと、マスクを使用できない児童生徒がいると思うのですが、その児童生徒の把握と、そのような児童生徒がいじめにつながらないようにするための対応はどのようにしているのか教えていただければと思います。

○赤瀬学務課長 普通教室の児童生徒については、暑い場合は熱中症対策のため、状況に応じてマスクを外すことも可能ということで指示を出しています。特別支援教室の児童生徒については、マスクを使用できない状態もありますので、先生方がフェイスシールドなどを着用し感染防止対策をしています。

○山下教育委員 もう1つよろしいでしょうか。リスクレベルについてですが、上天草市、熊本県、文科省それぞれにリスクレベルがあり非常にわかりにくいという印象を受けました。学務課は、文科省のリスクレベルに合わせて対応し、社会教育課は上天草市のリスクレベルに合わせて対応するというのでしょうか。

○赤瀬学務課長 学務課のリスクレベルの行動基準は、文科省が示す衛生管理マニュアルに基づき作成しています。これまでは、県教育委員会のリスクレベルも文科省基準のリスクレベルが使用され公表されてきましたので、学務課でも県教育委員会が基準としている文科省のリスクレベルを基準に行動基準を作成していました。最近、県教育委員会のリスクレベルも県のリスクレベルに合わせた行動基準に変わりましたので、今後は、地域の感染状況に応じた行動基準で対応すべき状況にあると思います。

○山下教育委員 わかりました。

○堀江市長 確かにリスクレベルがいくつもあると分かりにくいと思います。上天草市の場合は、国や県のリスクレベルが上天草市に当てはまるかという実情に合わない部分もあり、それぞれの基礎自治体がリスクレベルを設定する傾向になってきています。教育委員会としての考え方も実情に合わなければ文科省の基準に合わせる必要はないと思っています。上天草市のリスクレベルに合わせた行動基準であれば、市民の方もわかりやすいと思いますので、教育委員会で検討いただきたいと思います。それと、マスクの件ですが、経済的な理由でマスクが行き渡っていない家庭があるという話を以前聞いたことがありますが、そのような状況であれば学校で対応しなければいけないと思いますが、現状どのような状況でしょうか。

○赤瀬学務課長 現状として、マスクが不足しているという状況はございません。各学校では、マスクの備蓄もあり、マスクが準備できない児童生徒には配布するよう通知してあります。

○堀江市長 マスクは必須となる用品なので、衛生的なマスクの着用を徹底していかないといけないと思いますが、家庭で準備が大変という事であれば学校でも対応すべだと思うので、児童生徒達への目配り気配りをお願いしたいと思います。あと、分散型教室についてですが、コロナ対策として空き教室を使った分散型教室への空調設備の設置のための予算を9月議会上程しており、議会で可決されれば、工事を進めていきたいと思っていますが、残念ながら今年の夏には間に合わない状況です。それと、光回線が通っていない地域があるため、全地域での光回線導入を決定しまして、順次光回線の整備を進めています。今回のコロナ対策として実施されるリモート会議等に影響があるということで、光回線の必要性を感じたところです。家庭訪問も家庭の状況を把握するというのも1つの目的であると思いますが、家庭訪問ができない場合は、リモートでのコミュニケーションも1つの方法だと思います。しかし、児童生徒の家庭にネット環境があるのが約6割という教育委員会のアンケート結果があり、全ての児童生徒がリモートで対応できる状況ではないということで、高速通信回線の普及をどのように進めていくかということが課題だと思います。来年の今頃までには、全地域に光回線の整備が完了すると思いますので、できるだけ各家庭で光回線に加入してもらえような事業も考えていきたいです。また、学校でコロナ感染者が発生した場合の臨時休業中の授業数の確保とし

て、リモートを進めて行くべきだと考えているのですが、そのあたりの考え方はどのようになっていますか。

- 赤瀬学務課長 現在、児童生徒の家庭における高速通信環境の状況について、もう少し詳しい内容を調査しているところですが、全ての家庭に高速通信環境が整備されていないため、現状ではリモートを使った授業を実施する状況ではないと考えています。対応としまして、光回線の加入促進をしながら、どうしても対応で難しい家庭の児童生徒については、学校を開放し、学校の高速通信回線を使ったリモート授業を実施することを検討しています。さらに、今後は、コロナ感染が不安、家族の感染疑い等で登校ができない児童生徒もでてくる可能性があるもので、リモートで授業を受けられるように、家庭での光回線加入の促進と併せ、モバイルルータの貸与などの検討も必要かと考えています。
- 堀江市長 公民館や公共施設などのWi-Fiも利用してもらうなど、リモート授業の実施方法を柔軟に考えて対応していただきたいと思います。それと、今後はインフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行も懸念されていますので、少しでもリスクを軽減するためにインフルエンザの予防接種の徹底を検討した方がいいと考えていますがいかがでしょうか。
- 山下教育委員 今年インフルエンザの予防接種希望者が多いと聞いていますが、予防接種は任意なので、予防接種を徹底させるには費用負担の問題があると思います。市の方で費用負担を検討していただければ、予防接種を受けやすいと思います。
- 堀江市長 学校での予防接種はどのようになっていますか。
- 赤瀬学務課長 子供たちの予防接種も任意になっていますが、費用負担分を市が負担することについては検討させていただきたいと思います。
- 堀江市長 予防接種については、子供だけの話ではないと思いますけどね。
- 山下教育部長 65歳以上の方への助成はございます。
- 堀江市長 社会保険団体でも予防接種への独自の助成もあつたりしますが、インフルエンザの感染予防の推進については改めて検討が必要だと思います。あと、感染者が確認された場合の人権の保護についてですが、感染者が発生した場合は市町村単位で感染者の自治体名が公表されることとなります。基本的に、県と保健所が情報発信するので、市がそれ以上の情報発信をすることはできませんが、学校で感染者が発生した他の自治体の例を見てみると、SNS等で感染者が発生した学校が特定されてしまう状況で、社会問題にもなっています。SNS等を制限するのは難しいので、啓発でしか対応できないと思います。感染者が発生した場合の人権保護について、人権を配慮した言動を行ってほしいという教育を日頃から行っていくことが必要だと思いますが、教育委員会としてはどのように考えていますか。
- 赤瀬学務課長 学校で感染者が発生した場合は、市内の学校を一斉に休校しない限りは発生学校区が特定されてしまうので、どうにか対策ができないかというような話が校長会議でもありました。対応としましては、学校での人権教育の推進や市長部局と連携した人権保護の啓発を行っていきたいと思います。
- 高倉教育長 学校では人権教育ということで、新型コロナウイルス感染者への対応は指導してあります。大人社会にも社会教育課から人権保護に関する啓発チラシを作成し、区長便で周知をするようにしています。
- 堀江市長 人権保護については今後も取組の推進をお願いします。それでは、次に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
- 松田教育審議員 続きまして、(3)の臨時休業に伴う学校教育課程の見直しについて、ご説明いたします。通常、学習指導要領の規定では、義務教育である小中学校では、年間に小学1年生で850時間、小学2年生で910時間、小学3年生は980時間、小学4年生から中学3年生までが1,015時間の授業時間の確保が必要です。今年度は、新型コロナウイルス感染

症の感染拡大防止のため、4月、5月に臨時休業を行ったため、授業日で29日分、150時間分の授業がなくなりました。その分の授業時間数の確保のため、学校再開した6月1日から3月までの期間で、必要な授業時数を確保するためにいくつか取組を行っております。1つ目は、夏季休業日の短縮です。例年42日ある夏休みを県の平均並みの16日にしております。これにより、削った26日分の授業で100から120時間分を生み出しています。2つ目に、教育課程の見直しです。日課を工夫して、本来職員会議等で充てていない水曜日の6時間目を入れたり、学校行事の規模を縮小するなどして、どの学校も授業時数の確保を図っていただいています。教育課程の担当である教務主任に集まってもらい、授業時数確保について情報交換し、各校でさらに見直しをしていただきました。具体的には、家庭訪問は全校中止、中体連や文化展も中止になっています。運動会や体育大会は、現在のところ中止は1校だけですが、他の学校も感染リスクの大きい昼食をなくすなど、午前中だけの開催を予定している学校も多いようです。文化祭や学習発表会、体験活動等は、練習や本番の時間を短くする学校がほとんどです。修学旅行や集団宿泊は、延期も含めて、まだ検討中の学校が多いところです。例年、小学校では140時間、中学校では50時間ほどの余剰時数があり、その時間を使って発展的な学習や体験活動、学校行事を行ってきました。これらは、学習と関連付けて教育課程内の時間で行っている部分もあります。今年度は、様々な工夫をしていただいたおかげで、現在のところ、これから臨時休業等がなければ、小学校で70時間ほど、中学校で30時間ほどの余剰時数がある状況です。課題としましては、今後、長期の臨時休業があった場合に、授業時間の確保が困難となることです。そして、新しい学習指導要領が小学校では今年度から、中学校では来年度からスタートすることから、授業時数が足りなくなった場合に、カットする内容や次年度に持ち越す内容をどう調整したらよいかという、現場の戸惑いが予想されます。もちろん県や文科省からの参考例示はございますが、そういったことが心配されます。さらに、家庭訪問や授業参観、懇談会等が年度初めに実施できませんでしたので、保護者と担任・学校との信頼関係づくりができなかったことも懸念材料です。さらに、中体連や修学旅行、集団宿泊、社会科見学旅行等の子供たちにとって大切で楽しい経験が、感染が拡大すると実施できないことも心配されます。中体連につきましては、ほとんどの種目で代替試合が行われましたが、個人戦がなかったり、ベスト4で切られたり、柔道・剣道・空手の武道は中止になったりしています。今後、体育大会や修学旅行が心配されているところです。体育大会や運動会はどこまで縮小すべきか検討中でございます。修学旅行につきましては、延期等も含めて、旅行先の都道府県の動向や感染防止策について旅行業者やバス会社、宿泊先等と細かく確認をしながら、保護者への説明会を実施し、保護者の承諾を得ながら実施、検討されています。なお、修学旅行については、キャンセルした場合のキャンセル料の対応や、次年度へ延期した場合の就学支援等の対応につきましても検討をしているところです。以上です。

○堀江市長 只今の説明について、ご意見等はございませんか。

○松本教育委員 授業時数が不足したときに、優先的に実施する教科はあるのですか。

○松田教育審議員 文科省及び県義務教育課を通じまして、優先的に実施する内容等については情報提供がありますので、それに準じて実施をしていきますが、どのくらいの時数をカットするのか、次に持ち越さなければいけないのかわかりませんので、今後対応していくようにしています。

○堀江市長 他にございませんか。無ければ次に社会教育課から説明をお願いします。

<社会教育課関連>

○原田社会教育課長 社会教育課においての新型コロナウイルス感染症対策についてご説明いたします。まず、社会教育課所管の施設については、生涯学習施設が、図書館等18施設。社会

体育施設として、体育館及びグラウンド14施設、計32施設を感染症対策を徹底したうえで運用しています。また、小中学校の体育施設を夜間に一般開放を行っておりますので、小中学校の体育施設の利用につきましては、学務課と協議を行い、小中学校長の了解のもと利用を決定しているところでございます。次に、施設における感染症対策につきましては、県が発出している「施設に応じた感染防止対策チェックリスト」に基づきまして、3つの密の回避や手指の消毒等の基本的な対策を徹底しまして運営することとしています。別冊のガイドライン概要をご覧ください。このガイドラインにつきましては、市の感染症対策のリスクレベルに基づき感染症対策を設定しております。感染予防対策としまして、新しい生活様式に基づき、レベル0では、3つの密の回避、手指消毒の徹底など、レベル1以上では、レベル0の対策に加え、出入り口での体温測定、ビニールカーテン等の飛沫感染防止対策設備の設置など、感染拡大防止の徹底を行っております。施設の開館、閉館の基準については、レベル0からレベル2+までは、感染拡大防止対策の徹底を前提に開館し、レベル3では、原則的に開館、レベル3+及び4では、全ての施設を臨時休館としますが、感染拡大の状況及び緊急性を考慮し、利用人数の制限など柔軟性を持たせ運用することとしています。図書館につきましては、レベル2及び2+では、利用時間制限20分まで、レベル3では、電話等での予約貸し出しのみとするなどの対応を行うこととしています。上公民館及び自然休養村管理センターにつきましては、現在、上公民館で放課後児童クラブ、自然休養村管理センターではママ応援センターを実施しております。主管課である福祉課と協議をしながら状況に応じた対応を行うこととしています。元の資料にお戻りください。社会教育施設で感染者が発生した場合の対応につきましては、利用者、職員及び関係業者の感染及び濃厚接触が確認された場合は、施設を原則2週間臨時休館とすることとしています。また、職員が発熱などの感染疑いの場合は、施設の業務は継続としていますが、該当職員は当面の間、自宅療養、待機としています。次に、施設における感染症対策の課題としまして、施設の利用団体数が多くなる場合は、職員等による体温測定や2mの間隔の確保など、感染防止対策の指導、呼び掛けが徹底できない。また、指定管理者以外の施設では、職員が消毒液の補充、ドアノブや用具等の消毒を行っており、感染対策を徹底するには、施設の管理方法を検討する必要がある等が課題として挙げられます。次に、イベント等の開催方針についてですが、対象とするイベントは、社会教育課が実施する全てのイベントとしています。スポーツ推進関係のイベントや合宿等につきましては、県内外からの参加が多く見込まれることから、開催の有無については、より慎重に対応することとしています。イベント等の中止又は延期につきましては、「上天草市のリスクレベルと判断基準」を基に設定しました基準により判断することとしています。レベル0～レベル2+では、感染拡大防止対策の徹底を前提に開催しますが、対策本部又は教育委員会において必要があると判断される場合は、開催にあたり人数制限などの制限等を行うこととしています。レベル3では、リスクレベル0～レベル2+と同様に取り扱い、レベル3+及びレベル4では、全てのイベント等を中止又は延期としますが、感染拡大防止対策を徹底したうえで開催する場合など、状況に応じて判断することとしています。次に、社会教育課における、現在までのイベント等の開催状況について説明いたします。中止した主なイベントにつきましては、天草パールラインマラソン大会。これは、2年連続の中止となっております。市長杯キッズサッカー大会、高校女子バレー合宿、第75回熊本県民体育祭、児童童話発表会も中止されております。今後のイベントにつきましては、上天草市文化祭、成人式などを予定しております。感染拡大防止対策を徹底したうえでの開催に向けて、会場の変更などの検討を行っているところでございます。成人式につきましては、アロマアリーナに変更と記載をしていますが、開催場所については現在も検討しているところでございます。その他、小中学生の書き初め大会などを予定しています。また、公民館主催のいきいき成人大学や図書館での読み聞かせを現在実施していますが、20人以内の参加者や会

場の広さにより4人～10人以内といった制限を設け行っております。イベントを行う上での課題につきましては、イベントの中止や延期をすることで、スポーツ活動や文化活動等を行う機会が減少する。スポーツイベントを開催した場合の感染防止対策が難しい。市外から参加者のみならず、不特定多数の参加が考えられる。選手だけでなく、応援者や保護者等の感染防止対策の徹底が難しいことが課題として挙げられます。次に、復興に向けた取組についてご説明いたします。社会教育課では、スポーツ合宿等誘致事業として、本市において合宿等を実施する団体に対し助成金の交付を行っております。今年度は復興プランとして、本年度限定で助成金の交付要件を緩和するものでございます。復興プランの内容につきましては、1回の合宿における延べ宿泊者数20泊以上を10泊以上に、上限を10万円から20万円に引き上げ、1泊あたりの助成金千円を2千円とするものです。課題につきましては、本年度のスポーツ合宿の実績は0件であり、復興プランを実施しても利用申請があるか見通しが立たない。合宿の利用回復を目指すためには、次年度以降の復興プランの要件の検討及び感染リスクを踏まえた合宿誘致のあり方を検討する必要がある。また、市内宿泊施設からの意見としまして、感染拡大の終息が見通せない状況では、合宿での宿泊はリスクが高すぎるとの声があります。最後に、社会教育課の事業等につきましては、市民の皆さまがイベントに参加されたり、施設を利用されますので、感染症対策の徹底を図り、生涯学習活動及びスポーツ振興を推進していきたいと考えています。

○**村田副市長** 感染レベルに応じた開館に関して、人数制限は施設ごとに検討されているのか。また、スポーツ合宿の推進助成金ですが、助成団体の人数は、何人から団体としてみなしていますか。

○**原田社会教育課長** まず、人数制限に関しましては、施設の大きさをソーシャルディスタンスである2メートルの間隔が取れるかという基準で判断をしています。スポーツ合宿助成金につきましては、延べ10泊する場合、10人で1泊以上の団体、5人で2泊以上する団体を団体として取り扱っているところでございます。

○**村田副市長** だいたい10名くらいが団体ということですね。

○**原田社会教育課長** はい。

○**堀江市長** 他にございませんか。

○**山下教育委員** 現在の上天草市のリスクレベルはどこに該当していますか。

○**山下部長** 現在は、3+です。

○**山下教育委員** 3+であれば、全てのイベント等は中止又は延期ということになりますね。県はレベル4、市はレベル3というリスクレベルのズレがありますが、イベントを開催する場合は、参加者は県内外から来られるということであれば、リスクレベルのズレがあるところから参加されることになるので、非常にわかりにくいと感じたところです。開催については、教育委員会の中で判断することになると思うのですが、そのあたりの考え方はどうでしょうか。

○**原田社会教育課長** 市民限定のイベントや、地域の感染状況に応じて対象者を限定するなどし、開催を検討していきたいと考えています。現在のリスクレベル3+の状況下では、イベント等の開催は基本的に中止又は延期としながらも、地域の感染状況を鑑みまして感染対策が徹底できるものは開催する場合もあることとしています。

○**山下教育部長** 補足説明として、8月に実施予定されていたサッカーのイルカカップは中止させていただいております。9月26日に人権講演会を予定しておりますが、現在のところ市民に限定して開催する予定です。これからコロナの感染状況が変わらない中で、全てのイベント等を中止していいのか、安易に施設を閉鎖していいのかというのは、私たちも考えるところはございますので、状況に応じて実施していきたいと考えています。8月7日の市内での感染者の発生時には、スポーツイベントや夏の高校女子バレーボール合宿を中止したところです。今

後は、主な事業として、年末の高校女子バレーボール合宿がございますが、現在の状況では開催が難しいと考えています。

- 山下教育委員** スポーツ合宿助成金の復興プランについては、非常に良いプランなので、これまで合宿をしていただいている団体との繋がりが切れないようにフォローしていただきながら、合宿が実施できる状況になったら是非利用してくださいという関係を築いておいていただけるとありがたいと思います。また、成人式については、一生に一度のことなので是非開催していただきたいと思います。
- 松本教育委員** スポーツ合宿助成金の復興プランについては、市内の事業者は非常にありがたいと思われそうですよ。
- 原田社会教育課長** 山下教育委員からのご意見ですが、復興プランにつきましては、チラシの作成や高校生、大学生向けの雑誌等に掲載するなどして周知を行っています。また、これまでスポーツ合宿を実施いただいた学校へは担当者が出向いて繋がりを切らさないような取組を行っています。成人式に関しましては、一生に一度の行事ですので、感染拡大対策を行ったうえで開催に向け検討をしているところでございます。また、松本教育委員からありましたスポーツ合宿で利用される事業者ですが、課題でもありましたとおり、自分の宿泊施設で感染者が出た場合のリスクを心配する声もありますので、感染対策を図ったうえで事業を推進していきたいと思います。
- 堀江市長** 他に、ございませんか。では、私からよろしいですか。大学や高校の運動部等の練習や合宿をする場合のガイドラインがありますか。
- 原田社会教育課長** 大学につきましては、大学毎に合宿や対外試合等の実施についてのガイドラインがあると聞いています。各競技連盟によってもガイドラインの規定があります。5月に長崎県の高校から合宿の申込があっていましたが、長崎県で合宿実施を控えるよう通知があったようで、後日合宿を中止するとの連絡がございましたので、高校生までは県の方針で定められていると聞いております。
- 堀江市長** 高校の場合は、県の方針で合宿ができないというのは仕方ないが、大学を含め、合宿が実施できる学校は各学校のガイドライン等で定められた感染対策を遵守することを条件に合宿に来てもらうといったことで、合宿誘致を進めてもいいのではないのでしょうか。それでも今年は厳しいと思います。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響がどこまで続くかわかりませんが、これまで予定されていた様々な催事が中止になっており、今後も中止し続けるということではできないので、来年度以降このような状況が続いても、何らかの形でイベント等を実施する方法を模索しているところです。実施に向け整備が必要であれば、予算を付けてでも準備を整えて、来年に向けて取り組みたいと考えています。このことは、教育委員会だけでなく他の部署にも指示をしているところですので、今しばらく不便をおかけしますがご理解をお願いします。
- 堀江市長** これで予定されている議題は終わりましたが、皆様から何かございますか。事務局からも何かございませんか。
- 山下教育部長** 特にございません。
- 堀江市長** それでは、令和2年度第1回総合教育会議を閉会します。お疲れ様でした。